

2012年3月14日 討論

津幡町議会議員 中村 一子

わたしは請願第8号 津幡町議会常任委員会の傍聴時に資料の貸与を求める請願に賛成の討論をします。

総務常任委員会、文教福祉常任委員会、産業建設常任委員会と、この3つの委員会に分かれて、議案のほとんどがここで審議されています。この本会議場でいま傍聴されている傍聴人のみなさまも、その審議結果については、さきほど委員長報告ということでお聞きになっています。しかし審議の経緯や内容については、委員会を傍聴しなければわからないことがほとんどです。

現在、各常任委員会に一人の傍聴が許されています。この一人という数字は傍聴人としてはあまりにも少ない、最低人数ですが、試行として一人の傍聴が認められました。

議会の審議というものは、その採決結果がどうなったかということももちろん大切ですが、審議された経緯を知り、どのようにして議会がその結論に至ったかを知ることと同じくらい大切なのです。

委員会では町職員が作成した委員会資料に基づいて、審議されます。たとえば健康福祉課の課長が説明する場合、3ページを開いてください。この予算については云々であると説明したのち、それに対し議員が質問する、あるいは意見を述べ、それに対しまた担当課が答えるという形で審議されていきます。委員会資料には、予算の内訳、目的、事業の進行具合など重要な情報がわかりやすく書かれていて、この資料があるおかげで、わたしたち議員もしっかりと質問することができます。

現在、傍聴人には、この委員会資料が貸与されていません。28ページを開いてくださいと言われても、その資料は手元にはないのです。なので、何について審議しているのか、傍聴人にはさっぱりわからない、あるいは大変わかりづらいのが現状なのです。実際に委員会を傍聴された4人から意見を聞きましたが、4人ともそう答えていました。だからこそ傍聴時に委員会資料を貸与してくださいという請願を提出することになったのです。審議内容がわからなければ、住民は議会への関心を無くし、意欲を無くしてしまいます。住民が議会への関心を無くすことが、議会の目指すものではないはずです。

この請願に対する反対意見に、請願書ではなく要望書という形をとるべきだという意見があったそうです。請願という形でよいと、わたしは思っていますが、たとえゆずってですね、手続きがふさわしくないという意見を認めたとしても、これは問題の本質

論ではありません。問題の本質から逃げた議論であるといわざるを得ません。要望書であろうが、請願書であろうが、その問題、内容の本質について議論すべきであり対応すべきです。

昨日の全員協議会の場で請願第8号に関する、総務常任委員会の委員長報告がありました。請願文に「かほく市、小矢部市の両議会の常任委員会では複数名の傍聴者に対応して議員と同じ資料が用意され、貸与されている」と書かれているが、事実と違うことが書かれているという内容の報告でした。わたしは総務常任委員会による請願第8号の審議の場にいたわけではないので、なぜ事実と違うという話が出てきたのかはわかりませんが、わたしが以前かほく市の常任委員会を傍聴するために実際行った時には、傍聴者のために委員会資料が机に置いてありました。わたしはそれを参考にしながら傍聴しました。貸与については、先月、かほく市と小矢部市議会の議会事務局にわたしは確認しております。議会によっては資料の内容について違いはありますし、文言に少しの認識の違いがあるのかもしれませんが、そのことは、この請願の主旨ではありません。かほく市が、小矢部市がどうかということが問題なのではなく、実際に傍聴しても審議内容がわからない状況であるから、傍聴者にも資料を貸与してくださいという請願なのであり、その主旨にそって審議すべきです。

また、傍聴人は何を聞きたいかと傍聴に来るのか疑問だという意見もあるようですが、どんな理由であれ、いつでも傍聴人をきちんと迎え入れて、審議内容について理解を深めてもらえるような環境づくりに努めることも議会の重要な役割ではないかと思いません。

石川県議会では、委員会資料はだれでも議会図書室で見ること、その場で借りてコピーすることも可能であり、すべての委員会での資料は公開されています。住民には見せられない資料など、ないでしょう。傍聴時に傍聴人に委員会資料を貸与することは、当然ではないですか。

今後の課題としては、議員であろうがなかろうが、だれでも見たい時に委員会資料が見られるよう、図書館等での閲覧を可能にすることも大切ではないかと思えます。

津幡町議会は、県内で初めて通年議会を取り入れ、注目されています。新聞紙上でも議長は「開かれた議会を・・」と述べられ、議員みんなが議会改革への意欲を示されています。開かれた議会へ向けて、請願第8号を採択されるよう、賛成の討論いたします。

もうひとつ、これは通告にはありませんでしたが、平成24年度の予算案について意見を言います。わたしが所属する文教福祉常任委員会で審議される多くの項目のひとつに、放課後児童健全育成事業という事業があります。いわゆる、学童保育クラブへの補助金等の予算を審議します。委員会資料をみますと、平成24年度の放課

後児童健全育成事業費の総額は4969万円で、前年度と比べると児童数が減ったことにより約474万円の減となっています。全体の総事業費は470万円余りの減少ですが、その内訳は国県からの支出金が約2275万円で、前年度と比べると約434万円増えています。それに対し町からの支出金は約2694万円とあり町負担金は前年度比約907万円の減少となっていて、町負担は随分減っているのだなあということが、この資料をみるとすぐにわかります。

総事業費4969万円のうち、各学童保育への委託料の総額は約4620万円です。各学童クラブへの委託料は町的要綱に従って毎年算出されているので、国県の補助金が増えたから減ったからといって、変わるわけではありません。各学童児童クラブへの補助金額の各々はどうかといいますと、児童数の減により前年度と比べると115万円もの補助金が一気に減額されるクラブが出てきました。年間歳入歳出1000万円前後で学童保育を運営している保護者たちの間では、以前から115万円が一気に上がる下がるということでは学童保育運営に不安だという意見がありました。保護者からは町担当課に対し、その手だてについて相談されていたという経緯もありました。

確かにこの予算案は、従来通り、町要綱基準にのっとっての予算であり、反対する理由にはあたらないとは思いますが、しかしながら、今後、学童保育運営に支障をきたすようなことがあるとしたら、これはみすごすわけにはいきません。予算に反対するには当たらないが、大いに不安が残るという意味で、町に対しては、今後も学童保育を運営する保護者と向き合い、問題解決にむけてしっかりと取り組んでいただくことを望みます。これで中村の討論を終わります。